

平成 1 7 年第 9 回教育委員会臨時会記録

平成 1 7 年 1 1 月 2 4 日 (木)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成17年11月24日(木) 午前9時05分～午前9時23分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 職務代理者 宮坂 公夫
委員 安本 ゆみ 教育長 納富 善朗

欠席委員 委員 大藏 雄之助

出席説明員 事務局次長 佐藤 博継 学校適正配置担当部長 上原 和義
庶務課長 和田 義広 学校適正配置担当課長 吉田 順之
学校運営課長 馬場 誠一 学務課長 井口 順司
指導室長 松岡 敬明 社会教育スポーツ課長 赤井 則夫
中央図書館長 齋木 雅之

事務局職員 庶務係長 小今井 七洋 法規担当係長 石井 康宏
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 0名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第64号 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第65号 杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第66号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

目 次

会議録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

議案審議

議案第64号 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条
例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

議案第65号 杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条
例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案第66号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

委員長 どうも皆さんおはようございます。

議会の開催中でございますけれども、ただいまから第9回の教育委員会臨時会を開催いたします。

本日、大蔵委員は、ご都合によりまして欠席という連絡が入っておりますが、定数に達しておりますので問題はございません。

本日の議事録の署名委員は、安本委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおり、議案が3件となっております。議案はすべて平成17年第4回区議会定例会の提出予定議案で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条」に基づく区長からの意見聴取案件となっております。よって、同法律第13条により、本日の会議を非公開としたいと思いますが、いかがでございますか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、本日の会議は非公開といたします。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第64号「杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」を上程し、審議させていただきます。

庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第64号「杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」について説明いたします。

本年、10月の特別区人事委員会勧告におきまして、期末手当と勤勉手当からなる職員の特別給を4.4月分から、4.45月分とし、増加する0.05月分を勤勉手当に割り振ることといたしました。

また、今後、能力主義、業績主義を一層推進するため、勤勉手当の割合をさらに引き上げる必要がある旨の報告がなされました。

区長、教育長等の期末手当につきましては、職員の期末手当に準じて算定しているところであり、今後、さきに述べたような改革が実施されますと、特別職の期末手当が減少することが見込まれ、職員との不均衡が生ずることになります。

そこで、特別職等と職員の特別給の均衡を図るため、特別職等の期末手当につきましては、職員の例によらず、個別に支給月数を定めることとし、改定を行うものでございます。

この条例の改正に当たりましては、関連する4件の条例につきまして、条立てで改正をするとともに、そのうち3件の条例につきましては、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、7条立ての改正となっております。

なお、期末手当の額の算定方法の改正につきましては、特別職報酬等審議会の答申を踏まえて

作成してございます。

改正の内容ですが、改正の第1点は、第1条、第3条、第4条、この第4条が杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する部分でございます。第6条の改正におきましては、期末手当の支給月数を個別に定めるものでございまして、3月に支給する場合においては0.3月分と、6月及び12月に支給する場合においては1.65月分とするものでございます。

改正の第2点は、第2条、第5条、ここが教育長に関連する部分でございます。

第7条の改正でございますが、区長、助役、収入役、教育長及び常勤監査委員につきましては、職員と同様に調整手当にかえて地域手当を支給することとしているものでございます。

最後に、この条例の施行期日でございますが、期末手当の額の算定の方法につきましては、平成18年1月1日から、地域手当の支給については、平成18年4月1日からとなっております。

以上で説明は終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

委員長 ただいまのご説明にご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

ご意見ございませんでしょうか、よろしいですか。

では、ご質問、ご意見等もございませんようですので、お諮りしたいと思います、議案第64号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

引き続きまして、日程第2、議案第65号「杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議させていただきます。

先ほどと同様に、庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 議案第65号「杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

改正の理由でございますが、平成19年度からの定年退職者の大幅な増加に対応し、早期退職を促し、年度ごとの退職手当支給額を平準化するため、これまで同様、平成17年度退職者に対する特例措置を設ける必要があるために行うものでございます。

改正の内容でございますが、平成17年度の勸奨退職者のうち、任命権者が別に定めるものに対する退職手当の割り増し率を3%とするものでございます。

施行時期は公布の日からとなっております。

以上でございます。

議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 では、ただいまのご説明にご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

こういったことは、23区、大体よその区も同様だということですか。

庶務課長 23区、ちょっと状況をしっかり把握してございませんが、それぞれのところでやはり職員の構成に団塊の世代を含めた山があると思いますので、何らかのことをやっているのかなと存じますけれども。ちょっと情報収集してございませんので、申し訳ないです。

委員長 ほかにございませんでしょうか。

では、議案第65号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。

続きまして、日程第3、議案第66号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議させていただきます。

同様に、庶務課長お願いいたします。

庶務課長 議案第66号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

特別区人事委員会では、去る10月14日、職員の給与に関する報告、勧告を行いました。

勧告の内容は、本年の職員の給与を平均0.97%、金額にして平均4,191円引き下げるというものでございます。そのほか扶養手当の額を引き下げるとともに、特別給につきましては、民間従業員が職員を上回っていることから、その支給月数を0.05月分引き上げるというものでございます。

また、地方自治法の一部が改正され、調整手当が廃止され、地域手当が新設されました。特別区においては、厳しい財政状況等から慎重に検討を進め、給与改定については、勧告の内容を平成18年1月1日から実施し、調整手当の廃止、地域手当の新設については、平成18年4月1日から実施することといたしました。

そこで、一般の職員の給与改定と同様に幼稚園教育職員の給与につきましても適正化を図る必要があるため、改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、資料2をつけてございますので、それをごらんいただきたいと存じます。新旧対照表の後になります。

改正の第1点は給料表の改定でございます。幼稚園教育職員給料表、この給料表については資

料についてございませんが、議案の3枚目についてございます。そういった内容に改定すること
でございます。

それから改正の第2点でございますが、扶養手当の改正でございます。配偶者及び配偶者のな
い職員の扶養親族である子のうち、1人の手当額を1万4,700円に引き下げるものでございます。

改正の第3でございますが、地方自治法の改正に伴いまして、これまで支給していた調整手当
を廃止して、新たに地域手当を支給することとするものでございます。

改正の第4は、勤勉手当でございます。6月及び12月に支給される勤勉手当の支給月数をそれ
ぞれ0.025月分引き上げまして、年間の期末手当、勤勉手当の支給月数の合計を4.45月分とする
ものでございます。また、再任用職員の勤勉手当につきましても、記載のとおり改定を行ってご
ざいます。

最後、附則でございますが、附則第1項では、この条例を平成18年1月1日から施行すること
とし、調整手当の廃止及び地域手当の新設については、平成18年4月1日から施行するとしてご
ざいます。附則第2項から第7項までは、平成18年3月に支給する期末手当に関する特例措置、
勤勉手当に関する特例措置と、この条例の改正に伴い、必要な経過措置を定めるものでございま
す。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略いたします。

委員長 では、ただいまのご説明にご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

この件につきましては、特別区人事委員会で検討されて、その結果が反映されてきたものと理
解いたしまして問題ないと思いますが、よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。議案第66号は原案どおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。

これもちまして、予定されました日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

ありがとうございました。